

関係住民の皆様へ

岐阜県郡上土木事務所

土砂災害防止法に基づく基礎調査についてのご案内とお願い

平素より、岐阜県の土木行政推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岐阜県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定をすすめています。この法律は、土砂災害から住民の皆様を守るため、土砂災害の恐れのある区域を周知し、警戒避難体制の整備や住宅等の新規立地の抑制を図るなどの「ソフト対策」を推進するものです。

今回ご案内する調査は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第4条及び第5条に基づき「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」を設定するためのものです。

調査におきましては、皆様の所有地へ立ち入らせて頂くこともあります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

■調査期間

令和8年4月末 から 令和8年9月 まで（予定）

※調査の進捗状況によっては調査期間が延びる場合があります。

■調査の範囲

・郡上市白鳥町地内

■調査の内容

がけ崩れのおそれのある急な斜面沿いや、土石流のおそれのある谷の周辺で調査を行います。基本的に公道等から目視による調査となりますが地形・土地の状況によっては住宅地等立ち入りをさせていただく場合がございます。ご了承ください。

なお、住宅地等に立ち入りをさせていただく場合には、事前に声をかけさせていただきます。

■調査会社及び担当者 株式会社テイコク

担当：川島、立花、木下

電話：052-307-6108

（現地調査員は身分証を携帯いたします。）

■発注者及び担当者

岐阜県郡上土木事務所

担当：佐藤、鹿野

電話：0575-67-1111

◇ 現地調査について ◇

- 調査員は、ポール、巻き尺、カメラを用いて作業します。
- 現地状況の写真を撮らせて頂きますのでご了承願います。
- 作業車両には、下の図のようなプレートをフロントガラスに置いてあります。

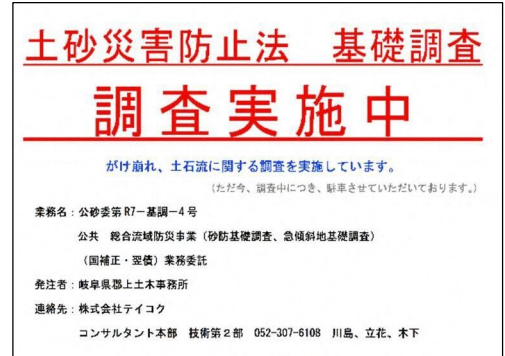
<作業イメージ>



急傾斜地の計測例



沢筋の調査例



作業車両のプレート

◇ 調査員の服装について ◇

調査員は、郡上土木事務所発行の身分証明書を携帯しております。
もし、不審な人物であると思われる場合は、身分証明書をご確認ください。

第 号
身 分 証 明 書
受注者名称：株式会社テイコク 受注者住所：岐阜市橋本町二丁目8番地 従事者氏名： 生年月日： 年 月 日
上記の者は、岐阜県発注の下記委託業務の従事者であることを証する。
仕様書番号：公砂委第R7-基調-4号 委託業務名：公共 総合流域防災事業(砂防基礎調査、急傾斜地基礎調査)(国補正・翌償)業務委託 対象箇所：郡上市 高鷲町 ひるがの 他 地内 発行年月日：令和 8年 月 日 有効期間：令和 8年 月 日
岐阜県郡上土木事務所長 古田 清 印

1. 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
2. 有効期間を経過した時、又は調査業務等請負契約が解除された時等不要となったときは、ただちに返還すること。
3. 従事者氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
4. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

携帯する身分証明書



調査員は、腕に「現地調査中」と書いた腕章を身に付けています。



腕章